

入札説明書

令和8年3月19日

青森県G I G Aスクール推進協議会事務局
入札担当（青森県教育庁学校施設課財務グループ）

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名称

令和8年度学習者用コンピュータ等（iPad）共同調達

(2) 調達案件の仕様

別添「令和8年度学習者用コンピュータ等（iPad）共同調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入場所及び調達予定台数

仕様書別紙2「納入先及び数量一覧（iPad）」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 8の入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に仕様書記載の参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。

(3) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力

- 団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められる者
- ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
- エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
- オ 暴力団員と交際していると認められる者
- (6) 過去2年以内に国、地方公共団体と情報端末等の調達及び保守契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。
- (7) 入札の参加を希望する者は7の入札参加資格確認申請書を青森県G I G Aスクール推進協議会事務局に提出すること。開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加することができない者
2に定める資格を有しない者

4 守秘義務等

この入札説明書等の交付を受けた者は、本協議会から提供を受けた文書、資料等のすべてについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならない。また、本協議会から提供を受けた資料等を本件の調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

- 5 入札保証金
入札保証金については、不要とする。

- 6 本件入札に関する事務を担当する部局の名称
青森県G I G Aスクール推進協議会事務局（以下「事務局」という。）
〒030-8540
青森市長島1丁目1番1号 青森県庁西棟6階
担当 青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話番号 017-734-9873
電子メール shisetsu-zaimu@pref.aomori.lg.jp

7 入札手続及び調達案件の仕様等に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間は公告の日から令和8年3月30日(月)午後5時までとする。
- (2) 入札手続及び調達案件の仕様等に関する質問は、原則として様式1「学習者用コンピュータ等共同調達(iPad)仕様書等質問・回答書」を用い、6に記載した

事務局宛てに電子メールにより行うものとする。

(3) 質問に対する回答は、青森県教育庁学校施設課ホームページに掲載する。

8 入札参加資格確認申請

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和8年4月8日(水)午後5時

(2) 申請は様式2「入札参加資格確認申請書」によるものとし、様式に記載の添付書類を添付すること。

(3) 提出方法は6に記載した事務局まで直接持参、又は郵送のこと。郵送の場合は期限まで必着のこと。

なお、入札参加資格の確認結果は令和8年4月15日(水)に入札参加資格確認書に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより通知する。

9 入開札に関する事項

(1) 入札日時及び場所

令和8年4月24日(金)午前10時

青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県庁西棟6階学校施設課入札室

(2) 入札書は様式3によるものとする。

(3) 入札額は、コンピュータ1台当たりの単価とし、仕様書別紙1「機器仕様詳細書(iPad)」に記載の「設定作業2」までを含む金額を記載すること。

(4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の「法人名等」、「入札日」及び「入札件名」を記載の上、提出すること。

なお、代理人が入札書を提出する場合は、様式4により委任状を提出すること。

(5) 入札書は、直接持参するものとする。

(6) 入札者又はその代理人は、入札の場所に入場しようとするときは、入札執行者に身分証明書等を提示しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札に際し使用する認印を持参しなければならない。

(8) 入札方法

入札の方法は、一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、出席している入札者又はその代理人の立ち会いのもと、引き続き2回目及び3回目の入札を行う。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。また、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札において記名押印又は訂正印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札した旨の申し出のあった入札
- (8) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定する。
- (2) 落札決定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約事項

落札者は、落札価格をもって、仕様書別紙2「納入先及び数量一覧」に基づき参加自治体と契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び参加自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該団体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

13 その他

- (1) 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。
- (2) 入札執行者は、入札に参加しようとする者が不穏な行動を取る等の場合において、入札を公正に執行することができないと判断するときは、当該入札に参加しようとする者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその代理人が所定の時刻までに入札会場に入場

できない場合は、失格したものとする。

- (4) 入札者は、入札後においては、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることができないものとする。
- (5) 落札者は、仕様書別紙1「機器仕様詳細書」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、一覧表（電子データ）として、落札後速やかに事務局に提出すること。
なお、一覧表に記載のもので参加自治体との契約締結時に付加したものは、一覧表（電子データ）として、参加自治体と契約締結後に事務局に提出すること。
- (6) 落札者は、直ちに参加自治体の指示に従い、契約の事務手続を進めることに協力すること。
- (7) 当該入札による契約は、契約書に双方がともに押印したときに確定されるものであること。

14 参考資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問・回答書（様式1）
- (3) 入札参加資格確認申請書（様式2）
- (4) 入札書（様式3）
- (5) 委任状（様式4）